

中学校を卒業される皆さんへ



中学校卒業おめでとうございます。

新たな一歩を踏み出す皆さんへ、知っておいてほしい消費者トラブルを紹介します。

高額バイト



①先輩から、「荷物を
受け取るだけの高額バ
イト」を紹介してもら
った。実際は、詐欺グ
ループの受け子だった。

②ライブのチケットを
購入し、ネットで高額
で転売した。小遣い稼
ぎのつもりだったが実
際は、違法行為だった。

ポイント

うまい小遣い稼ぎには裏がある。新しいことをするとき、周りの人に相談しましょう。

ネット通販



①「ダイエットサプリお
試し 500 円」の広告を
見て購入。3回定期購
入が条件の契約になっ
ていて、1 万円の請求
があった。

②SNS の広告から靴
を購入。入金もした
けど、送られてこない。
業者の連絡先も分か
らず、お金も戻ってこ
なかった。

ポイント

安さに飛びつかない。口コミなどをきちんと調べたり、業者の情報をきちんと確認しましょう。

SNS



①SNS で仲良くなった
人に自撮りや本名も送
ったら、拡散すると脅
された。相手は同世代
の子だと思っていたが
実際は違った。

②SNSの事務局から
セキュリティ強化のた
めパスワードを再設定
するよう通知があった
ので入力した。実際
は偽メールでアカウント
が乗っ取られた。

ポイント

顔の見えない相手が信用できるかよく考える。知っている会社名からのメールも本物かどうかきちんと確認しましょう。

フリマサービス



フリマアプリで新品の服を買ったが、届いたのは汚れた中古品。返金を申し出たが対応してくれない。

ポイント

フリマサービスはトラブル時も原則は当事者間で解決しなければならない。それでも購入するのか、考えてから購入しましょう。



若者をねらった悪質商法トラブルや契約トラブルの報告が多く寄せられています。

解決できる場合もありますが、流失してしまった個人情報を取り戻したり、払ってしまったお金を取り戻すことができないようなケースもあります。

「うまい話にとびつかない」、「安易な気持ちでネットを利用しない」ためにも、どんな些細なことでも、よく考え、誰かに相談してから行動するよう心がけてください。



◆ 気をつけて！若者に多い消費者トラブル ◆

独立行政法人国民生活センター

- ①副業・情報商材やマルチなどの”もうけ話”トラブル
- ②エステや美容医療などの”美容関連”トラブル
- ③健康食品や化粧品などの”定期購入”トラブル
- ④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など”SNS きっかけ”トラブル
- ⑤出会い系サイトやマッチングアプリの”出会い系”トラブル
- ⑥デート商法などの”異性・恋愛関連”トラブル
- ⑦就活商法やオーディション商法などの”仕事関連”トラブル
- ⑧賃貸住宅や電力の契約など”新生活関連”トラブル
- ⑨消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの”借金・クレカ”トラブル
- ⑩スマホやネット回線などの”通信契約”トラブル



消費者トラブル FAQ



トラブル事例掲載サイト
まずは自己解決できるかチェック！



◆ あなたは何問正解できる？ ◆



消費者庁「社会への扉」総務省「インターネットトラブル事例集」

<p>Q 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。返品できる？</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 返品できない。 ② レシートがあり1週間以内なら返品できる。 ③ 商品を開封していなければ返品できる。 	<p>【正解】①返品できない。</p> <p>買う＝契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。レシートがあっても、開封していなくても、原則は返品(解約)できない。ただし、お店がサービスとして返品や交換に応じてくれる場合はある。</p>
<p>Q ネットショップで Tシャツを買ったがイメージと違う。返品できる？</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 返品できない。 ② 契約してから14日以内なら返品できる。 ③ 代金を払う前なら返品できる。 	<p>【正解】①返品できない。</p> <p>ネットショッピングに法律上のクーリング・オフ制度(期間内は契約解除ができる制度)は適応されない。ただし、ショップ独自に返品などのルール(利用規約)を定めているので、注文前に偽サイトではないかも含め確認しよう。</p>
<p>Q ネットで知り合った人は信用できる？</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身分証を見せてくれたから信用できる。 ② ずっと悩みを聞いてくれたから信用できる。 ③ 分からない。 	<p>【正解】③分からない。</p> <p>見せてくれた身分証が必ずしも本人のものとは限らない。ネット上では、顔、姿、気持ち、メッセージ、すべてが本物かもしれないし本物ではないかもしれない。個人的なことは書かない、実際には会わない、などのルールを決めて、ネットを利用することが大事。</p>
<p>Q トラブルになるのはどれ？</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 友達にゲームのアカウントを教える。 ② マンガのキャラをプロフィール画像にする。 ③ 無許可の配信サイトから音楽をダウンロードする。 	<p>【正解】①②③全部</p> <p>アカウントを教えただけで乗っ取られて課金されてしまうこともある。音楽、映像、書籍等には著作権がある。勝手に使用してはいけなし、ダウンロードも違法。</p>

まとも うまい話なんてない！
「自分は大丈夫」と思わない！
よく確認・よく検討・誰かに相談！

1:35 / 3:40

那覇市消費生活センターのホームページ
「18歳から大人」はこちら！

